

令和 8 年度七戸町奨学資金貸付金申請要項

七戸町奨学資金貸付金の決定は、この要項によって実施する。

1 募集資格

父母または後見人等が 1 年以上七戸町に住所を有し、令和 8 年 4 月 1 日以降、大学、短大、高等専門学校（4 年生以上）または専修学校に在学する者

2 貸付金額

- (1) 入学一時金 600,000 円以内（入学時 1 回のみ）
- (2) 月額 大学・大学院・短期大学・外国の大学 50,000 円以内
高等専門学校（4 年生以上）・専修（専門）学校 30,000 円以内

3 受付期間

令和 7 年 12 月 15 日（月）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
※土・日・祝・年末年始を除く

4 申請手続き

(1) 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 奨学金貸付申請書（町ウェブサイトからダウンロードまたは学務課にて受け取り）
- イ 合格通知書または入学許可証の写し（在学生は在学証明書）※後日提出可
- ウ 成績証明書（高校または大学等 1 年生から申請時までの成績）
- エ 令和 7 年度の所得証明書（父・母・本人（所得がある場合））
- オ 住民票（世帯全員分）
- カ 保証人の住民票（本人分）

(2) 申請書類の提出

上記(1)の申請書類を、受付期間内に七戸町教育委員会学務課に持参により提出する。

5 選考方法

- (1) 七戸町奨学生選考委員会において選考のうえ、決定する。
- (2) 選考にあたっては、成績及び世帯所得状況等を資料とする。
- (3) 成績については、評定平均 3.5 以上を基準とする。
- (4) 世帯所得金額については、次に示す金額を基準とする。
 - ア 本人・父・母(3人世帯)：給与収入 1,009 万円以下、事業等所得 601 万円以下
 - イ 本人・父・母・中学生(4人世帯)：給与収入 1,100 万円以下、事業等所得 692 万円以下
 - ウ 本人・父・母・中学生・小学生(5人世帯)：給与収入 1,300 万円以下、事業等所得 892 万円以下
- (5) (3)及び(4)の基準以外の者で特に必要と認められた場合、貸し付けを認める。

6 選考結果通知

3 月中旬に郵送により選考結果を通知する。その際、同封する振込関係書類を提出する。

7 貸し付け終了後の返還について

貸し付け終了後、以下のとおり返還します。

(1) 返還開始時期

卒業から1年間の据え置き期間経過後

(2) 償還期間

ア 大学・大学院 15年以内

イ 短期大学3年制 12年以内

ウ 短大2年制・高等専門学校・専修（専門）学校 10年以内

(3) 利息について

無利息

(4) 連帯保証人・保証人について

ア 連帯保証人：親権者または後見人

イ 保証人：親権者とは独立した生計を営む成人